

## 職員の懲戒処分について

千曲市は、地方公務員法の規定に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者

総務部 係長 男性（50 代）

2 処分の内容

戒告

3 処分事案の概要

被処分者は、令和 2 年度、開発事業地の下水道受益者負担金について、課内等で十分な協議をせず受益者に負担金賦課の有無について誤った説明をし、多大な迷惑をかけ市行政の信頼を失墜させた。

このような行為は、地方公務員法第 33 条に違反するため、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき処分を行った。

4 処分年月日

令和 5 年 10 月 13 日

5 管理監督者に対する措置

当時の課長、当時の主幹：厳重注意

今後このようなことが二度と起こらないよう組織的情報共有及び報告・連絡・相談の徹底に努め、市政の信頼回復に全庁挙げて取り組んでまいります。

【地方公務員法第 33 条】

（信用失墜行為の禁止）

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

【地方公務員法第 29 条第 1 項】

（懲戒）

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

### 本件に関する問い合わせ先

千曲市総務部 総務課 （課長）養田 晃一（担当）若林 健司

電話(代表)026-273-1111(内線 4141) メールアドレス shokuin@city.chikuma.lg.jp